

障害福祉のしおり



令和2年度

高知県地域福祉部障害福祉課

目 次

主な制度一覧表	1
1 相談の窓口・関係機関	9
2 障害者総合支援法について	
(1) 障害者総合支援法の概要	17
(2) サービスの内容	18
(3) サービスの利用方法について	23
(4) 利用者負担について	24
(5) 介護保険の円滑な利用について	25
3 難病等の方々の障害福祉サービス等について	26
4 障害児支援について	
(1) 障害児支援に関する法律の改正について	33
(2) サービスの内容	33
(3) サービスの利用方法について	35
(4) 利用者負担について	35
(5) 療育相談・指導・診療等について	36
●療育指導事業 ●発達相談 ●療育相談	
●診療等 ●地域生活の相談 ●障害児等療育支援事業	
(6) 学校教育について	37
◎ 特別支援学校一覧表	38
5 手帳について	
(1) 身体障害者手帳	39
(2) 療育手帳	39
(3) 精神障害者保健福祉手帳	40
(4) 障害者手帳のカバーの色やサイズの統一について	40
6 年金・手当などについて	
(1) 年金	41
●障害基礎年金 ●障害厚生年金 ●障害手当金 ●特別障害給付金	
(2) 手当	41
●特別障害者手当 ●障害児福祉手当 ●特別児童扶養手当 ●高知県重度心身障害児療育手当	
●児童扶養手当 ●各種手当相関図 ●年金・各種手当供給一覧	
(3) 産科医療補償制度	44
(4) 心身障害者扶養共済制度	45
(5) 生活福祉資金の貸し付け	46
7 医療について	
(1) 重度心身障害児・者医療費（福祉医療）の助成	48
(2) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付	48
（後期高齢者医療）	

(3) 更生医療の支給（自立支援医療）	48
(4) 育成医療の支給（自立支援医療）	49
(5) 精神通院医療の支給（自立支援医療）	50
(6) 特定医療費（指定難病）の支給	50
(7) 特定疾患治療研究事業	50
(8) 小児慢性特定疾病医療費の支給	50
(9) 重度心身障害児・者の歯科診療	50
◎ 長期高額疾病の自己負担限度額について	51
◎ 自立支援医療の利用者負担額について	51
◎ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）	52
◎ 指定自立支援医療機関（精神通院医療）	54
8 日常生活の支援について	
(1) 相談支援事業	57
(2) 施設や事業所の利用	58
(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	59
(4) 高次脳機能障害者への相談支援	59
◎ 指定障害福祉サービス事業所等一覧	60
●相談支援 ●居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 ●共生型居宅介護	
●短期入所 ●共生型短期入所 ●グループホーム ●障害者支援施設	
●生活介護 ●療養介護 ●自立訓練（機能訓練・生活訓練） ●就労移行支援	
●就労継続支援（A型・B型） ●就労定着支援 ●自立生活援助	
●共生型障害者通所支援事業所	
◎ その他施設一覧	78
●地域活動支援センター	
◎ 障害児施設等一覧	79
●障害児通所支援事業所 ●共生型障害児通所支援事業所 ●障害児入所施設事業所	
9 補装具・日常生活用具について	
(1) 補装具	82
(2) 日常生活用具	84
10 住宅について	
(1) 住宅改造の助成について	87
(2) 住宅等改造アドバイザー派遣について	87
(3) 福祉用具を用いた住まいの相談について	87
(4) 県営住宅への入居について	88
(5) 福祉ホームについて	88
(6) その他	88
11 税の減免や各種割引制度について	
(1) 税金の控除及び減免	89
(2) 運賃割引制度	92
●JR・土佐くろしお鉄道 ●電車・バス ●航空 ●タクシー	

(3) 有料道路の割引制度	94
(4) その他の減免等	95
●NHK放送受信料 ●電話番号案内 ●携帯電話 ●郵便物 ●河川遊漁料	
●県立施設入場料	
1 2 仕事について	
(1) 就労のための相談等	97
●障害者就業・生活支援センター ●公共職業安定所（ハローワーク）	
●障害者職業能力開発校 ●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部	
●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知障害者職業センター	
(2) 雇用促進のための助成制度	98
(3) 職場実習生の受入企業等について	99
(4) 就労促進のための職場体験について	100
1 3 就労継続支援(A型・B型) 事業所利用者の工賃及び就労支援事業について	
(1) 施設種類別の工賃	101
(2) 施設別の工賃及び就労支援事業等	101
1 4 社会参加の促進について	
(1) コミュニケーションの支援について	106
(2) 視聴覚障害者情報提供施設について	107
(3) 移動の支援について	108
●自動車運転免許取得及び改造費用の助成 ●身体障害者用教習車設置自動車学校	
●駐車禁止除外指定車標章 ●高齢運転者等標章 ●車イスのまま乗ることができるタクシー等	
●リフト付きバス等 ●こうちあったかパーキング制度	
●タウンモビリティの推進 ●ヘルプマーク ●移動支援事業等 ●身体障害者補助犬	
(4) レクリエーション等について	110
(5) 自立生活を行うために	110
(6) 文化・スポーツについて	111
(7) 障害者に関するマークについて	112
1 5 人権や財産権などについて	
(1) 日常生活自立支援事業	114
(2) 高知県高齢者・障害者権利擁護センター	114
(3) 福祉サービス困りごと解決制度	114
(4) 成年後見制度	115
(5) 郵便による不在者投票	115
(6) 障害者差別解消に関する相談窓口・問い合わせ先	116
1 6 身体及び知的障害者相談員制度について	117
●身体障害者相談員名簿 ●知的障害者相談員名簿	
1 7 主な障害者団体等	119
1 8 身体障害者等級表	125

主な制度一覧表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳				
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
手 当 ・ 年 金	(国民年金) 障害基礎年金	20歳前から一定の障害がある人が20歳になったとき、または、国民年金加入中に一定の障害がある状態になった人に支給されます。 (年額) 1級：975,125円、2級：781,700円	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部					○	○	○ 一部	○ 一部			
	特別障害者手当	著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要としている人に支給されます。 (月額) 27,350円	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～2級程度の障害が重複しており条件を満たしている人 ・特に重度の身体機能の障害があるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる人 ・内部障害1級程度で、安静度が絶対安静の人 ・精神又は知的障害で、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる人 														
	障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要としている児童に支給されます。 (月額) 14,880円	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級程度の障害がある人及び2級程度の障害がある一部の人のうち、条件を満たしている人 ・療育手帳A1(最重度)又はA2(重度)の人のうち、条件を満たしている人 ・精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる人 														
	特別児童扶養手当	中度以上の障害のある児童の保護者に支給されます。 (月額) 1級：52,500円、2級：34,970円	○ 一部	○ 一部	○ 一部	△			○	○	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	
	高知県重度心身障害児療育手当	重度の障害のある児童の保護者に支給されます。 (月額) 7,300円	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当1級の障害程度 														
	心身障害者扶養共済制度	保護者が一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度の障害になった場合に障害児・者に終身一定額の年金が支給されます。 支給額 1口加入：20,000円 (月額) 2口加入：40,000円	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	
医 療	重度心身障害児・者医療費助成制度(福祉医療)	重度障害のある人の医療費について、医療保険の自己負担分が助成されます。	○	○													
	後期高齢者医療	一定の障害のある65歳以上75歳未満の人は、高齢者の医療の確保に関する法律による医療が給付されます。 ※75歳以上の人は障害の有無に関わらず給付されます。	○	○	○	△			○	○			○	○			
	自立支援医療(更生医療)	障害を軽減したり、機能回復のために必要な医療費が助成されます。 (例) 人工透析、心臓手術、人工関節置換術など	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部									
	自立支援医療(育成医療)	障害を軽減するためや、将来障害を残すおそれのある疾患を治療するための医療費が助成されます。	身体障害者手帳の有無は関係なし														
	自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患の治療のために通院している人を対象に必要な医療費が助成されます。													○ 一部	○ 一部	○ 一部
相 談 支 援	計画相談支援	障害のある方の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	障害児相談支援	児童福祉法に基づく障害児通所サービスを利用する方一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

△ 下肢障害の一部

△ 18歳未満で療育手帳B1と重複

△ 18歳未満で身体障害者手帳3、4級と重複

△ 音声・言語機能障害と下肢障害の一部

手当・年金／医療／居宅サービス

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備考	記載ページ
	あり	なし					
20歳以上	△ 20歳前から障害のある人	○		市町村	裁定請求書、戸籍抄本、病歴・日常生活状況等申立書、銀行口座番号、印鑑		41
20歳以上	○		障害者支援施設、特別養護老人ホーム等への入所や医療機関に3か月を超えて入院中の場合は受給できません。	市町村	認定請求書、戸籍謄(抄)本、診断書、所得状況届、銀行口座番号、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類	診断書は所定の様式(省略できる場合があります)	41
対象の障害児が20歳未満	○		児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。	市町村	認定請求書、戸籍謄(抄)本、診断書、所得状況届、銀行口座番号、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類	診断書は所定の様式(省略できる場合があります)	42
対象の障害児が20歳未満	○		児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。	市町村	認定請求書、戸籍謄(抄)本、特別児童扶養手当振込先口座申出書、診断書、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類	診断書は所定の様式(省略できる場合があります)	42
対象の障害児が18歳未満		○	児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。	市町村	申請書、印鑑、預金通帳、障害児福祉手当不支給証明書、障害の状況のわかるもの		43
保護者が65歳未満		○	<保護者の加入資格> 病気や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること	市町村	加入申込書、申込者告知書、障害証明書、住民票、掛金減額申請書、年金管理者指定届	掛金の減免制度があります。(生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割世帯等)	45
平成15年10月1日以降、新たに重度障害になった65歳以上の人は、市町村民税非課税世帯を除き対象外	△ 一部(左欄のとおり)	○	・入院時食事療養費は助成対象外 ・医療保険の未加入者は対象外	市町村	申請書、保険証、印鑑、手帳、マイナンバーが確認できる書類	助成を受けるには、市町村から受給者証の交付が必要です。	48
65歳以上		○		市町村	保険証、印鑑、手帳		48
18歳以上	○			市町村			48
18歳未満	○			市町村	申請書、健康保険証(写)、所得や収入の分かる書類、医師意見書または診断書、マイナンバーが確認できる書類、身元確認が出来る書類	指定医療機関での治療に適用	49
なし	○			市町村			50
なし		○		市町村	支給申請書、手帳	サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。各事業所は本文をご覧ください。(60~62ページ)	19 57
18歳未満		○					

主な制度一覧表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級
居宅サービス	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問して日常生活の介助や支援を行ったり、外出時の支援を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	短期入所 (ショートステイ)	家庭で一時的に介護を受けることができない場合などに、施設に短期間入所することができます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の利用	障害者支援施設 (施設入所支援+日中活動支援)	主として夜間に入浴、排せつ、食事の介助などを行うとともに、昼間に生活介護などのサービスを提供する施設です。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	日中活動を支援する事業所	主として昼間に排せつ、食事の介助、創作的活動などを行う生活介護や、就労や生産活動などの機会を提供する就労継続支援などを行う事業所です。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	福祉型障害児入所施設	障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導、知識・技能の習得など専門支援が必要な時に利用することができます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	医療型障害児入所施設	障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識・技能の習得などの専門支援及び治療が必要などきに利用することができます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
補装具・日常生活用具	補装具	身体上の障害を補い、生活を行いやすくするため、補装具の購入や修理、借受けの費用の支給を受けることができます。	○	○	○	○	○	○							
	日常生活用具	日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付や貸与を受けることができます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅	住宅改修費 給付事業 (日常生活用具給付事業)	在宅の身体障害のある人が、身体の状態に応じて住宅改修を行う場合、その経費の一部を助成しています。 (改修の範囲) 手すり取付、段差解消、引き戸等扉取替、滑り防止・移動円滑のための床材料の変更、洋式便器への取替 など	○	○	○										
	住宅改造支援事業	在宅の身体障害のある人や家族の負担を軽減するため、身体の状態に応じて住宅改造を行う場合、その経費の一部を助成しています。 (対象工事) 浴室、玄関、台所、便所、廊下、階段、居室 などの改造 (※) 高知市は、単独で助成事業を実施	○	○	○	一部									
	県営住宅	一定の障害のある人及びその世帯で住宅に困っている場合、一般世帯向住宅への入居に際しての抽選が2回できる場合があります。	○	○	○	○			○	○	○		○	○	
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

施設の利用／補装具・日常生活用具／住宅

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備考	記載ページ
	あり	なし					
なし		○	介護保険のサービスが利用できる人は原則として介護保険が優先	市町村	支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（住民票や課税等の証明書が必要）、手帳又は障害に関する証明書等	サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。各事業所は本文をご覧ください。（63～68ページ）	18 58
なし		○	介護保険のサービスが利用できる人は原則として介護保険が優先				
18歳以上 （必要な場合は15歳から利用することもできます）		○		市町村		サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。施設の種類や所在地などは本文をご覧ください。（71～78ページ）	18 58
18歳以上 （必要な場合は15歳から利用することもできます）		○		市町村			
18歳未満		○		中央児童相談所または幡多児童相談所	利用に当たっては、中央児童相談所又は幡多児童相談所にご相談ください。	施設の種類や所在地などは本文をご覧ください。（81ページ）	34 58
18歳未満		○					
なし （ただし、児童のみに交付される補装具があります）	○		介護保険の福祉用具の品目（車いす、電動車いす、歩行器）については、介護保険が優先されます。ただし、身体状況によりオーダーメイドの製品が必要な場合は、補装具で交付されます。	市町村	申請書、印鑑、手帳 など （※）医師の意見書や更生相談所での判定が必要な場合がありますので、まずは市町村にご相談ください。		82
市町村によって異なる場合があります	市町村によって異なる場合があります			市町村	申請書、印鑑、手帳 など	市町村事業ですので、まずは市町村にご相談ください。	84
学齢児以上		○ 所得に応じて自己負担あり	介護保険のサービスが利用できる人は介護保険が優先	市町村	申請書、印鑑、見積書、図面、手帳 など		86
なし	○ 世帯の生計中心者の所得税額が30万円未満		日常生活用具給付事業の住宅改修費の受給が可能な人は、住宅改修費の給付が優先 介護保険のサービスが利用できる人は、同様の制度があります。	市町村	申請書、印鑑、見積書、図面、手帳 など	助成の決定には、市町村の調査などが必要ですので、まずは市町村にご相談ください。住宅改修費との併給は可能です。	87
				県住宅供給公社総務管理課 (TEL) 088-883-0344		身体障害者世帯向住宅の所在地などは本文をご覧ください。	88
18歳以上		○	利用料（家賃）や食事代などは利用者の負担です。	福祉ホームの経営主体	福祉ホームの利用に当たっては経営主体との契約が必要です。	福祉ホームの所在地などは本文をご覧ください。	88

主な制度一覧表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級
住宅	グループホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貸付	生活福祉資金	障害のある人の世帯に、必要な資金を貸し付け、生活を支援します。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
税の減免	所得税・住民税	特別障害者控除 所得控除 所得税40万円 住民税30万円 (本人または控除対象配偶者もしくは扶養親族)	○	○					○	○			○		
		同居特別障害者控除 所得控除 所得税75万円 住民税53万円 (控除対象配偶者または扶養親族が同居している特別障害者の場合)	○	○					○	○			○		
		障害者控除 所得控除 所得税27万円 住民税26万円 (本人または控除対象配偶者もしくは扶養親族)			○	○	○	○			○	○		○	○
	自動車税 軽自動車税 自動車取得税	障害のある人が所有する自動車を自らが運転する場合や、生計を一にする親族や常時介護する者が障害者の通院や通学などのために運転する場合に、一定の要件を満たせば税が減免されます。減免の対象となる自動車は障害者1人について1台に限ります。	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
各種割引制度	鉄道運賃 JR	次の場合、鉄道運賃が5割引になります。 (小学生の場合は、こども運賃の5割引) ●第1種障害者 (単独で乗車する場合) 片道100Km超の場合、本人の普通乗車券 (介護者が同行する場合) 本人と介護者1人の普通乗車券、定期乗車券、回数券、急行券(特急券を除く) ●第2種障害者 (単独で乗車又は介護者が同行する場合) 片道100Km超の場合、本人の普通乗車券 (12歳未満の児童が定期乗車券によって利用するときに介護者が同行する場合) 介護者1人の定期乗車券							(第1種、第2種は、身体障害者手帳に記載されています。)	第1種 A1, A2	第2種 B1, B2				
	土佐くろしお鉄道		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	電車・バス運賃	次の場合、運賃が5割引になります。 【身体障害者手帳または療育手帳】 ●第1種障害者・本人、介護者(1人) ●第2種障害者・本人のみ 【精神障害者保健福祉手帳】 ●1級・本人、介護者(1人) ●2級、3級・本人のみ							(第1種、第2種は、身体障害者手帳に記載されています。)	第1種 A1, A2	第2種 B1, B2	○	○	○	
	航空運賃 (国内線)	割引率は航空会社(高知龍馬空港発着便はJAL及びANAが対象)によって異なります。 対象者は12歳以上の本人及び介護者(1人) (本人が12歳未満の場合は介護者のみ)となります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

貸付／税の減免／各種割引制度

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備考	記載ページ
	あり	なし					
15歳以上		○		市町村	支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(住民票や課税等の証明書が必要)、手帳又は障害に関する証明書等	サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。所在地などは本文をご覧ください。(69～70ページ)	18 58
	○			市町村の社会福祉協議会	生活福祉資金を利用したい場合は、地域の民生委員か市町村社会福祉協議会に相談してください。		46
なし		○		勤め先 税務署 市町村	印鑑、手帳、各種証明書 など	年末調整または確定申告のときに申請	91
本人運転の場合は18歳以上		○	【自動車の名義】 ①本人運転の場合 所有者、使用者とも障害者 ②家族運転の場合 所有者：障害者 使用者：障害者又は運転者 ※障害者が18歳未満又は知的障害の場合は同一生計の親族名義で可 ③常時介護者運転の場合 所有者：障害者 使用者：障害者又は運転者 【自動車の種類】自家用	安芸・中央東 須崎・幡多 各県税事務所 (軽自動車は市町村)	①本人運転の場合 申請書、手帳、運転免許証、車検証、印鑑 ②家族運転の場合 申請書、住民票、手帳、通院・通学・通勤等証明書、運転免許証、車検証、印鑑 ③常時介護者運転の場合 上記②家族運転に加えて、自動車運行計画書、誓約書	軽自動車税の取扱いは市町村によって異なることがあります。	89
乳児、幼児は無料		○	小児定期乗車券は、割引がありません。	乗車券販売窓口	乗車券を購入するときに窓口で手帳を提示してください。 12歳以上の障害者が12歳以上の介護者とともに利用する場合、近距離用の片道乗車券については、自動券売機でも乗車券を購入し、改札で手帳を提示すれば乗車券に証明を行います。	JRバスの場合は、距離の制限はありません。(ただし、定期乗車券は、3割引) 距離の制限はありません。	92
なし		○			運賃を支払うときに、手帳を提示してください。	距離の制限はありません。	93
12歳以上		○		航空券販売窓口	航空券を購入するときに、手帳を提示してください。		

主な制度一覧表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
各種 割引 制度	タクシー運賃	障害のある人自身が高知県内でタクシーに乗車する場合、運賃が1割引になります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一部の タクシー で適用
	有料道路 通行料金	障害のある人が有料道路を利用する場合、通行料金が割引されます。 (営業用車両を除く)	(本人運転の場合) ○ ○ ○ ○ ○ ○						(本人が乗車し、介護者運転の場合) ○ ○							
	NHK受信料	NHK受信料が全額または半額免除されます。	(世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合) 全額 ○ ○ ○ ○ ○ ○						(重度の知的障害のある人が世帯主の場合) 半額 ○ ○ ○ ○ ○ ○				(重度の精神障害のある人が世帯主の場合) ○ ○ ○			
	携帯電話	障害のある人が契約している携帯電話の基本使用料などが割引されます。割引の範囲や割引率は携帯電話会社で異なります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	県立施設 入場料・使用料	県立施設の入場料等が無料になります。入場料は、障害のある人と介護者1人が対象となります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車	自動車運転免許 取得費の助成	障害のある人が、運転免許を取得する場合、費用の一部が助成されます。	市町村によって助成の有無及び助成内容並びに対象者の範囲が異なります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。													
	自動車改造費の 助成	肢体障害がある人が、自動車のハンドルやブレーキ、アクセルなどを改造する場合、費用の一部が助成されます。	上肢、下肢、体幹または移動機能障害があり、改造を行わなければ自動車の運転ができない方が対象です。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。													

各種割引制度／自動車

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備考	記載ページ
	あり	なし					
なし		○	時間運賃制の場合は割引対象外		乗車時に手帳を提示してください。		93
なし		○	<p>【対象自動車(営業用は対象外)】</p> <p>①本人運転の場合 身体障害者手帳所持者又はその親族等が所有する自動車等</p> <p>②本人が乗車し、介護者が運転する場合 身体障害者手帳・療育手帳所持者又はその親族等が所有する自動車等、若しくは継続して日常的に介護している人が所有する自動車</p> <p>【手帳への記載】 市町村で手帳に有料道路割引スタンプの押印が必要。手続きをすればETCでの利用も可能。</p>	市町村	<p>【市町村での手続き】 申請書、車検証、運転免許証(本人運転の場合)、手帳など</p> <p>ETC利用の場合は、ETCカード、ETC車載器申込書・証明書</p> <p>【利用方法】 料金所で手帳を提示 ETCの場合は、利用登録済のETCカードを登録されたETC車載器に挿入して通行</p>	有効期限がありますので、期限前に更新手続きが必要です。	94
				NHK高知放送局 営業部 (TEL) 088-823-2301	<p>免除の申請をするには、市町村の証明が必要です。 免除申請書は市町村にありますので、市町村で証明をもらってNHK高知放送局へ申請書を提出してください。</p> <p>申請書、印鑑、手帳</p>		95
		○		各社ショップ または取扱店	新規契約の場合 印鑑、口座番号、手帳 など		95
なし		○		各県立施設	施設の入場券販売窓口で手帳を提示してください。		96
18歳以上		○		市町村	申請書、印鑑、費用の見積書、手帳 運転免許を取得した後に、領収書や免許証の確認を受けることが必要です。	運転免許を取得する前に申請が必要です。	108
18歳以上	○		障害のある人本人が所有する自動車が対象	市町村	申請書、印鑑、費用の見積書、同意書、車検証、免許証、改造部分の写真、手帳	自動車を改造する前に申請が必要です。	

(※) 「申請に必要なもの」欄の「手帳」は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のことです。

(※※) 「申請に必要なもの」については、マイナンバーを利用した情報連携により一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

1 相談の窓口・関係機関

(1) 高知県庁

県全体の障害保健福祉の推進と、福祉サービスや制度全般に関することを行っています。

担当部・課名		電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
地域福祉部	障害福祉課	(企画調整担当) 088-823-9633 (地域生活支援担当) 088-823-9634 (障害児支援担当) 088-823-9663 (事業者担当) 088-823-9635	088-823-9260	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20
	障害保健支援課	(精神保健福祉担当) 088-823-9669 (就労支援担当) 088-823-9560			
健康政策部	健康対策課	(難病患者の保健医療担当) 088-823-9678	088-873-9941		

(2) 県の専門相談機関

こどもの発達や障害のある人の自立更生・精神保健、難病の患者さんとその家族の療養上の不安などに関する専門的な相談・支援を行っています。

名 称		電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
療育福祉センター	地域連携室	(診療に関すること) 088-843-6831	088-844-1097	780-8081	高知市若草町10-5
	総務課 (身体障害者更生相談)	(障害のある人の更生相談) 088-844-4477	088-844-4478		
	通園事業部	(こどもの聞こえに関すること) 088-844-3456	088-840-4935		
	発達障害者支援センター	(発達障害に関すること) 088-844-1247	088-844-1237		
精神保健福祉センター		088-821-4966	088-822-6058	780-0850	高知市丸ノ内2-4-1 保健衛生総合庁舎 1階
ひきこもり地域支援センター		088-821-4508			
こうち難病相談支援センター		088-855-6258	088-855-6257	780-0062	高知市新本町1-14-6 1階

こどもに関する相談全般、知的障害者に関する相談(知的障害者更生相談)を受け、支援を行っています。

名 称		電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
中央児童相談所		088-821-6700	088-821-9005	780-8081	高知市若草町10-5
		(知的障害者に関する相談) 0887-34-3175			
幡多児童相談所		0880-37-3159	0880-37-3205	787-0050	四万十市渡川1-6-21

(3) 県の福祉保健所

地域福祉の推進や生活保護に関すること、こどもの発達や子育て、精神保健福祉など、福祉・保健・医療に関する相談や支援を行っています。

名 称		電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
安芸 福祉保健所		0887-34-3175 (代)	0887-34-3170	784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎内
中央東 福祉保健所		0887-53-3171 (代)	0887-52-4561	782-0016	香美市土佐山田町山田1128-1
中央西 福祉保健所		0889-22-1240 (代)	0889-22-9031	789-1201	高岡郡佐川町甲1243-4
須崎 福祉保健所		0889-42-1875 (代)	0889-42-8924	785-8585	須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内
幡多 福祉保健所		0880-35-5979 (代)	0880-35-5980	787-0028	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内

(4) 保健所

精神保健福祉などに関する相談・支援を行っています。

名 称		電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
高知市保健所 健康増進課		088-803-8005	088-823-8020	780-0850	高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター内

1 相談の窓口・関係機関

(5) 市町村役場

障害者手帳をはじめ手当や福祉サービス、福祉制度の相談や申請の窓口です。

	市町村名	担当課名	電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
市	高 知 市	障がい福祉課	088-823-9378	088-823-9370	780-8571	高知市本町5-1-45
		健康増進課	088-803-8005	088-823-8020	780-0850	高知市丸ノ内1-7-45
	室 戸 市	保健介護課	0887-22-3105	0887-24-2287	781-7109	室戸市領家87
	安 芸 市	福祉事務所	0887-35-1009	0887-35-1028	784-8501	安芸市矢ノ丸1-4-40
	南 国 市	福祉事務所	088-880-6566	088-863-1167	783-8501	南国市大堀甲2301
	土 佐 市	福祉事務所	088-852-1204	088-852-3452	781-1192	土佐市高岡町甲2017-1
	須 崎 市	福祉事務所	0889-42-1207	0889-42-1190	785-8601	須崎市山手町1-7
	宿 毛 市	福祉事務所	0880-63-1114	0880-63-0410	788-8686	宿毛市桜町2-1
	土 佐 清 水 市	福祉事務所	0880-82-1118	0880-87-9012	787-0392	土佐清水市天神町11-2
	四 万 十 市	福祉事務所	0880-34-1120	0880-34-1880	787-8501	四万十市中村大橋通4-10
	" (西土佐総合支所)	西土佐福祉分室 (保健課)	0880-52-1132	0880-52-1024	787-1603	四万十市西土佐用井1110-28
	香 南 市	福祉事務所	0887-57-8509	0887-56-0576	781-5292	香南市野市町西野2706
	" (赤岡支所)		0887-55-3111	0887-57-7525	781-5310	香南市赤岡町325-1
	" (香我美支所)		0887-55-2111	0887-57-7527	781-5452	香南市香我美町下分646
	" (夜須支所)		0887-55-3141	0887-57-7529	781-5601	香南市夜須町坪井219
	" (吉川支所)		0887-55-3121	0887-55-0526	781-5241	香南市吉川町吉原287-1
	香 美 市	福祉事務所	0887-53-3117	0887-53-1094	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1
	" (香北支所)		0887-52-9285	0887-59-4204	781-4212	香美市香北町美良布1097
	" (物部支所)		0887-52-9288	0887-58-3110	781-4401	香美市物部町大橋1390-1
安芸郡	東 洋 町	住民課	0887-29-3394	0887-29-3813	781-7414	東洋町生見758-3
	奈 半 利 町	住民福祉課	0887-38-4012	0887-38-7788	781-6402	奈半利町乙1659-1
	田 野 町	保健福祉課	0887-38-2812	0887-38-2044	781-6410	田野町1828-5
	安 田 町	町民生活課	0887-38-6712	0887-38-6780	781-6421	安田町大字安田1850
	北 川 村	住 民 課	0887-32-1214	0887-32-1234	781-6441	北川村野友甲1530
	馬 路 村	健康福祉課	0887-44-2112	0887-44-2779	781-6201	馬路村大字馬路443
	※中芸広域連合	保健福祉課	0887-38-8212	0887-32-1016	781-6410	田野町1456-41
	芸 西 村	健康福祉課	0887-33-2112	0887-33-4035	781-5792	芸西村和食甲1262

※奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村の5町村については、中芸広域連合が担当している業務があります。

1 相談の窓口・関係機関

	市町村名	担当課名	電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
長岡郡	本 山 町	健康福祉課	0887-70-1060	0887-70-1038	781-3601	本山町本山600
	大 豊 町	住 民 課	0887-72-0450	0887-72-0474	789-0392	大豊町津家1626
土佐郡	土 佐 町	健康福祉課	0887-82-2333	0887-70-1312	781-3492	土佐町土居194
	大 川 村	総 務 課	0887-84-2211	0887-84-2328	781-3703	大川村小松27-1
吾川郡	い の 町	ほけん福祉課	088-893-3810	088-893-1101	781-2110	いの町1400
	〃 (吾北総合支所)	住民福祉課	088-867-2300	088-867-2777	781-2492	いの町上八川甲1934
	〃 (本川総合支所)	住民福祉課	088-869-2112	088-869-2938	781-2601	いの町長沢123-12
	仁 淀 川 町	保健福祉課	0889-35-0888	0889-35-0228	781-1592	仁淀川町大崎200
	〃 (池川総合支所)	住民福祉課	0889-34-2112	0889-34-2687	781-1606	仁淀川町土居甲916-3
	〃 (仁淀総合支所)	住民福祉課	0889-32-1132	0889-32-1100	781-1801	仁淀川町森2552-1
高岡郡	中 土 佐 町	健康福祉課	0889-52-2662	0889-52-2432	789-1301	中土佐町久礼6584-1
	佐 川 町	健康福祉課	0889-22-7705	0889-22-7721	789-1202	佐川町乙2310
	越 知 町	保健福祉課(保健福祉センター)	0889-26-3211	0889-20-1186	781-1301	越知町越知甲2457
	梶 原 町	保健福祉課	0889-65-1170	0889-65-0379	785-0612	梶原町川西路2320-1
	日 高 村	健康福祉課	0889-24-5197	0889-24-7900	781-2194	日高村本郷61-1
	津 野 町	健康福祉課(総合保健福祉センター里楽)	0889-55-2151	0889-55-2119	785-0202	津野町姫野々431-1
	四 万 十 町	健康福祉課	0880-22-3115	0880-22-3725	786-8501	四万十町琴平町16-17
	〃 (大正地域振興局)	町民生活課	0880-27-0112	0880-27-1190	786-0393	四万十町大正380
	〃 (十和地域振興局)	町民生活課	0880-28-5112	0880-28-5555	786-0504	四万十町十川145-3
幡多郡	大 月 町	町民福祉課	0880-73-1113	0880-73-1380	788-0302	大月町弘見2230
		保健介護課	0880-73-1365	0880-73-1613	788-0311	大月町銚土603
	三 原 村	住 民 課	0880-46-2111	0880-46-2114	787-0892	三原村来栖野346
	黒 潮 町	健康福祉課	0880-43-2124	0880-43-2676	789-1992	黒潮町入野5893
	〃 (佐賀支所)	地域住民課	0880-55-3112	0880-55-3850	789-1795	黒潮町佐賀1092-1

1 相談の窓口・関係機関

(6) 社会福祉協議会

① 高知県社会福祉協議会

地域福祉活動やボランティア活動の推進、福祉職場における人材育成、福祉サービスの苦情解決などを行っています。

名 称	電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
高知県社会福祉協議会	088-844-9007	088-844-3852	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ 4階
高知県ボランティア・NPOセンター	088-850-9100	088-844-3852		
高知県福祉研修センター	088-844-3605	088-844-9443		高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ 1階
福祉サービス困りごと解決委員会	088-802-2611	088-844-9443		高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ 1階

② 市町村社会福祉協議会

福祉や生活の相談を行っています。また、ホームヘルプサービスなどを行っているところもあります。

	名 称	電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
市	高 知 市 社会福祉協議会	088-823-9515	088-823-8059	780-0850	高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター3階
	室 戸 市 社会福祉協議会	0887-22-1348	0887-22-1346	781-7109	室戸市領家87 室戸市保健福祉センター内
	安 芸 市 社会福祉協議会	0887-35-2915	0887-35-8549	784-0007	安芸市寿町2-8 安芸市総合社会福祉センター内
	南 国 市 社会福祉協議会	088-863-4444	088-863-4445	783-0001	南国市日吉町2-3-28 社会福祉センター内
	土 佐 市 社会福祉協議会	088-852-2145	088-852-3194	781-1102	土佐市高岡町乙3451-1
	須 崎 市 社会福祉協議会	0889-42-0736	0889-42-7876	785-0007	須崎市南古市町6-3 交流ひろばすさき3階
	宿 毛 市 社会福祉協議会	0880-65-7665	0880-65-7663	788-0012	宿毛市高砂4-56 総合社会福祉センター内
	土佐清水市 社会福祉協議会	0880-82-3500	0880-82-4047	787-0323	土佐清水市寿町11-9 社会福祉センター内
	四 万 十 市 社会福祉協議会 (本所)	0880-35-3011	0880-35-5241	787-0012	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉センター内
	” ” (西土佐支所)	0880-31-6111	0880-31-6112	787-1603	四万十市西土佐用井1110-31 四万十市総合福祉センター内
	香 美 市 社会福祉協議会 (本所)	0887-53-5800	0887-53-5470	782-0041	香美市土佐山田町262-1 プラザ八王子内
	” ” (香北支所)	0887-59-2140	0887-59-3226	781-4211	香美市香北町蕪生野336-1 保健福祉センター香北内
	” ” (物部支所)	0887-58-3098	0887-58-3093	781-4401	香美市物部町大柘878-3 香美市役所物部支所内
	香 南 市 社会福祉協議会	0887-57-7300	0887-57-7305	781-5241	香南市吉川町吉原95 香南市役所吉川庁舎2階
安芸郡	東 洋 町 社会福祉協議会	0887-29-3144	0887-29-3145	781-7414	東洋町生見756-8 地域福祉センター内
	奈 半 利 町 社会福祉協議会	0887-38-7346	0887-38-3994	781-6402	奈半利町乙1269番地1 奈半利町保健センター内
	田 野 町 社会福祉協議会	0887-38-5325	0887-38-2047	781-6410	田野町1828-4 老人福祉センター内
	安 田 町 社会福祉協議会	0887-38-5500	0887-38-6878	781-6423	安田町西島40-2 保健センター内
	北 川 村 社会福祉協議会	0887-38-6895	0887-32-1226	781-6441	北川村野友甲710-2 総合保健福祉センター内

1 相談の窓口・関係機関

	名 称	電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
安芸郡	馬 路 村 社会福祉協議会	0887-42-1020	0887-42-1021	781-6201	馬路村馬路407-1 馬路村デイサービスセンター内
	芸 西 村 社会福祉協議会	0887-32-2211	0887-32-2211	781-5701	芸西村和食甲1290 老人福祉センター内
長岡郡	本 山 町 社会福祉協議会	0887-76-2312	0887-76-2381	781-3601	本山町本山1041 社会福祉会館内
	大 豊 町 社会福祉協議会	0887-73-1200	0887-73-1044	789-0250	大豊町黒石345-7 総合ふれあいセンター内
土佐郡	土 佐 町 社会福祉協議会	0887-82-1067	0887-82-1069	781-3401	土佐町土居206 土佐町保健福祉センター内
	大 川 村 社会福祉協議会	0887-84-2361	0887-70-1815	781-3703	大川村小松78-6 総合福祉センター内
吾川郡	い の 町 社会福祉協議会 (本所)	088-892-0515	088-893-4870	781-2110	いの町1400 すこやかセンター伊野内
	” ” (本川支所)	088-869-2071	088-869-2038	781-2601	いの町長沢254-10 いの町本川保健福祉センター内
	” ” (吾北支所)	088-867-2820	088-850-5336	781-2321	いの町小川東津賀才53-1 吾北山村開発センター内
	仁 淀 川 町 社会福祉協議会 (本所)	0889-35-0207	0889-35-0210	781-1501	仁淀川町大崎264-8 仁淀川町福祉センター内
	” ” (池川支所)	0889-34-2235	0889-34-3795	781-1606	仁淀川町土居甲921-1 池川保健センター内
	” ” (仁淀支所)	0889-32-2238	0889-32-2296	781-1911	仁淀川町長者乙2435 せいらん荘内
高岡郡	中 土 佐 町 社会福祉協議会	0889-52-2058	0889-52-3898	789-1301	中土佐町久礼52-2
	” ” (大野見支所)	0889-57-2217	0889-57-2190	789-1401	中土佐町大野見吉野234 大野見保健福祉センター内
	佐 川 町 社会福祉協議会	0889-22-1510	0889-22-5621	789-1202	佐川町乙2310 佐川町健康福祉センターかわせみ内
	越 知 町 社会福祉協議会	0889-26-1149	0889-26-3821	781-1301	越知町越知甲2457 越知町保健福祉センター内
	日 高 村 社会福祉協議会	0889-24-5310	0889-24-7626	781-2152	日高村沖名5 社会福祉センター内
	津 野 町 社会福祉協議会 (本所)	0889-55-2115	0889-55-2119	785-0202	津野町姫野々431-1 総合保健福祉センター内
	” ” (西支所)	0889-62-2224	0889-62-2227	785-0503	津野町芳生野甲111 老人福祉センター内
	梶 原 町 社会福祉協議会	0889-65-1235	0889-65-1237	785-0612	梶原町川西路2321-1
	しまんと町 社会福祉協議会 (本所)	0880-22-1195	0880-22-1138	786-0004	四万十町茂串町11-30 四万十町社会福祉センター
	” ” (大正支所)	0880-27-1177	0880-27-1178	786-0301	四万十町大正32-1 四万十町大正老人福祉センター内
	” ” (十和支所)	0880-28-5331	0880-28-5060	786-0511	四万十町昭和470-6 四万十町十和高齢者生活福祉センター内
幡多郡	大 月 町 社会福祉協議会	0880-73-1119	0880-62-4878	788-0311	大月町鉾土603
	三 原 村 社会福祉協議会	0880-46-3003	0880-46-3012	787-0803	三原村来栖野479-1 総合保健センター内
	黒 潮 町 社会福祉協議会	0880-43-2835	0880-43-0317	789-1931	黒潮町入野2017-1 保健福祉センター内
	” ” (佐賀支所)	0880-55-3371	0880-55-3620	789-1720	黒潮町佐賀1080-1 総合センター内

1 相談の窓口・関係機関

(7) 高知県高齢者・障害者権利擁護センター

雇用者や事業者による障害者への虐待にかかわる通報は高知県高齢者・障害者権利擁護センターまでお寄せください。
 家族や障害福祉施設の職員による障害者への虐待にかかわる通報については、お住まいの市町村の障害者虐待防止センター（障害保健福祉担当部署）にお寄せください。

実施機関	受付時間	場所
高知県高齢者・障害者権利擁護センター	月曜日～金曜日（年末年始・祝日除く） 8:30～17:15 ※上記以外は留守番電話対応またはFAX対応	高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ 4階 TEL：088-850-7770 FAX：088-844-3852

市町村担当部署：高知市については、高知市障害者虐待防止センター（電話：088-822-4715 FAX：088-875-6684）
 高知市以外の市町村については10ページ参照。

(8) 年金事務所

国民年金や厚生年金の給付の裁定などを行っています。年金の相談も行っています。

名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
高知東年金事務所	088-831-4430	088-833-4719	780-8556	高知市棧橋通4-13-3
高知西年金事務所	088-875-1717	088-823-1519	780-8530	高知市旭町3-70-1
南国年金事務所	088-864-1111	088-863-1019	783-8507	南国市大桶甲1214-6
幡多年金事務所	0880-34-1616	0880-35-2319	787-0023	四万十市中村東町2-4-10

(9) 公共職業安定所（ハローワーク）

職業紹介や就職の相談などを行っています。

名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
安芸公共職業安定所	0887-34-2111	0887-35-3474	784-0001	安芸市矢ノ丸4-4-4
高知公共職業安定所	088-878-5323	088-878-5335	781-8560	高知市大津乙2536-6
〃 香美出張所	0887-53-4171	0887-53-2291	782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10
いの公共職業安定所	088-893-1225	088-893-1226	781-2120	いの町枝川1943-1
須崎公共職業安定所	0889-42-2566	0889-42-2569	785-0012	須崎市西糺町4-3
四万十公共職業安定所	0880-34-1155	0880-34-4996	787-0012	四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎内

(10) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部

高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発及び向上のために、高齢者、障害者、求職者、事業主等の方々に対して総合的な支援を行っています。

名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部	088-837-1160	088-837-1163	781-8010	高知市棧橋通四丁目15-68

1 相談の窓口・関係機関

(11) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知障害者職業センター

仕事に就くための相談や援助、就業準備のための支援、職場における個別指導などを行っています。

名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高知障害者職業センター	088-866-2111	088-866-0676	781-5102	高知市大津甲770-3

(12) 障害者就業・生活支援センター

仕事に就きたい人や仕事をしている人の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携して行っています。

名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
障害者就業・生活支援センター ポラリス	0887-34-3739	0887-34-3712	784-0027	安芸市宝永町464-1
障害者就業・生活支援センター ゆうあい	088-854-9111	088-854-9112	783-0005	南国市大桶乙2305
高知障害者就業・生活支援センター シャイン	088-802-6185	088-802-6186	780-8031	高知市大原町76-2 コーポ筆山1F北号室
障害者就業・生活支援センター こうばん	0889-40-3988	0889-40-3977	785-0059	須崎市桐間西46番地
障害者就業・生活支援センター ラポール	0880-34-6673	0880-34-8070	787-0013	四万十市右山天神町201

(13) 高次脳機能障害相談支援センター

高次脳機能障害のある人の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携して行っています。

名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
NPO法人脳損傷友の会高知 青い空	090-6535-6370	088-855-6710	780-0843	高知市廿代町2-22 近森リハビリテーション病院内

(14) 視聴覚障害者情報提供施設

名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
高知声と点字の図書館	088-823-9488	088-820-3218	780-0842	高知市追手筋2丁目1-1
高知県聴覚障害者情報センター	088-823-5922	088-822-0750	780-0928	高知市越前町2-4-5 (3階)

(15) ルミエールサロン (視覚障害者向け機器展示室)

視覚障害者向けの機器展示や、専門スタッフによる訪問相談等を行っています。(詳しくは、110ページを参照)

名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
ルミエールサロン	088-823-8820	088-823-8820	780-0926	高知市大膳町6-32 (高知県立盲学校内)

1 相談の窓口・関係機関

(16) 難病相談支援センター

名 称	電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
こうち難病相談支援センター	088-855-6258	088-855-6257	780-0062	高知市新本町1-14-6 1階

(17) その他の機関

名 称	電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
高知県立 障害者スポーツセンター	088-841-0021	088-841-0065	781-0313	高知市春野町内ノ谷1-1
高知市障害者福祉センター	088-873-7717	088-873-6420	780-0935	高知市旭町2-21-6
高知市東部健康福祉センター	088-882-9380	088-883-5915	781-8121	高知市葛島4-3-3
高知市南部障害者福祉センター	088-878-9070	088-878-9071	780-8015	高知市百石町3-1-30
安芸県税事務所	0887-34-1161	0887-35-8330	784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎内
中央東県税事務所	088-866-8510	088-866-3630	781-5103	高知市大津乙1820-1
中央西県税事務所	088-821-4651	088-821-4687	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎内
須崎県税事務所	0889-42-2366	0889-42-9010	785-0013	須崎市西古市町1-24 須崎総合庁舎内
幡多県税事務所	0880-35-5972	0880-34-4779	787-0028	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内
安芸税務署	0887-35-3115	-	784-0001	安芸市矢ノ丸4-5-7
南国税務署	088-863-3215	-	783-0004	南国市大涌甲1592-2
高知税務署	088-822-1123	-	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎
伊野税務署	088-893-1121	-	781-2103	吾川郡いの町幸町5
須崎税務署	0889-42-2355	-	785-0004	須崎市青木町1-4 須崎第2地方合同庁舎
中村税務署	0880-35-2135	-	787-0022	四万十市中村新町4-4
認定NPO法人 高知いのちの電話協会	088-824-6300 0120-783-556 (フリーダイヤルは 毎月10日のみ)	-	780-0870	高知市本町郵便局私書箱5号
高知県地域生活定着支援センター	088-855-3611	088-823-9207 (地域福祉政策課)	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20 高知県地域福祉政策課

2 障害者総合支援法について

(1) 障害者総合支援法の概要

平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。（一部は平成26年4月施行）

【基本理念】

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念としています。

【障害者総合支援法のポイント】

- ① 障害者の範囲に難病等が追加され、身体障害者手帳の有無にかかわらず、市町村において必要と認められた障害福祉サービス等が利用できる。（平成25年4月施行）
※26ページ「3 難病等の方々の障害福祉サービス等について」参照。
- ② 「障害程度区分」を、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更（平成26年4月施行）
- ③ 重度訪問介護や地域移行支援の対象の拡大、ケアホームをグループホームに一元化（平成26年4月施行）

【サービスの体系】

障害者総合支援法のサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業に大別されます。

●自立支援給付

介護支援を行う「介護給付」や訓練などの支援を行う「訓練等給付」、地域生活への移行などの支援を行う「地域相談支援給付」は、利用者などからの申請により認定や決定を経てサービスが行われます。

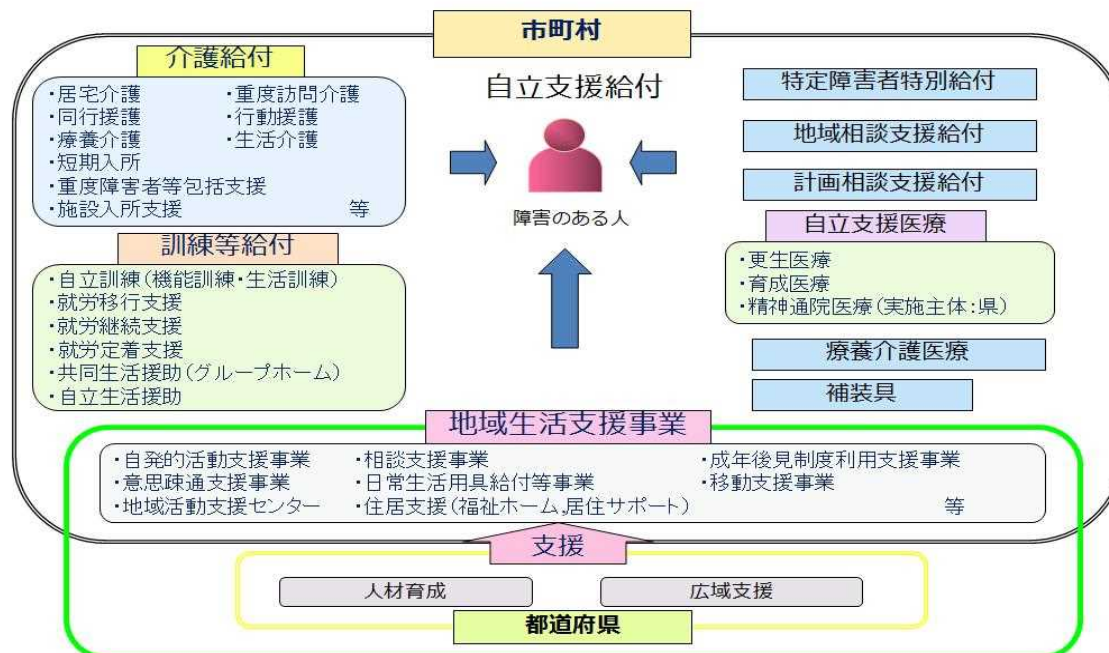
その他に「自立支援医療」「補装具」などの給付があります。

●地域生活支援事業

市町村の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる成年後見制度利用支援、意思疎通支援、移動支援、地域活動支援センターなどの事業があります。

詳しい事業内容や利用者の負担はそれぞれの市町村ごとに異なります。

福祉サービス等の体系



2 障害者総合支援法について

(2) サービスの内容

●自立支援給付（介護給付・訓練等給付）

事業名	内 容	対象者 (障害支援区分)
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分4以上
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代読、代筆含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	/
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人が行動する際の危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
療養介護	医療を必要とする人であって、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	区分5以上
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	区分3以上 (50歳以上は 区分2以上)
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分1以上
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	区分6
施設入所支援 (F・02 d - F0 p q . - G"GF0ö < F&G < 02GF7€ *...- < 02FA000GF1)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 ◎ 特定旧法施設（身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設）の利用者は、新体系移行後も、障害支援区分に関係なく、引き続きその施設（障害者支援施設）を利用することができます。 ◎ 施設入所支援に併せて実施することができる日中活動支援は、生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援、就労継続支援B型となっています。	<生活介護を併せて実施する場合> 区分4以上 (50歳以上は 区分3以上)
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	/
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労定着支援	一般企業等へ就職された人に、一定期間、就労の継続のために必要な支援を行います。	
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。	
自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人に、生活面の支援を行います。	

(※) 障害支援区分だけでなく別に利用条件があるものもあります。

自立支援医療については48ページに、補装具については82ページに掲載しています。

